

令和 6 年 6 月 6 日現在

機関番号：34316

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2023

課題番号：18K02089

研究課題名(和文) 少年司法における司法福祉の役割：イタリアの実践から少年司法改革の問題点を探る

研究課題名(英文) The role of judicial welfare in juvenile justice : exploring issues of juvenile justice reform from Italian practice.

研究代表者

浜井 浩一 (HAMAI, KOICHI)

龍谷大学・法学部・教授

研究者番号：60373106

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：日本の少年非行の実態や動向を統計的に分析し、現在日本の少年非行の大きな特徴となっている少年非行の減少や非行からの早期離脱に対して、少年司法が果たしてきた役割を実証的に明らかにした。また、コロナ禍以降も、アジア犯罪学会やヨーロッパ犯罪学会において研究成果を報告するなど国内外のオンライン研究集会において研究成果を報告するとともに、イタリア・ナポリ少年検察局検事やサレルノ少年裁判所裁判官を招いて日伊少年司法比較のオンラインシンポジウムを開催し、イタリアが少年裁判所を核とした司法と児童福祉との一体的運用によって脱施設化をすすめ、非行少年の健全育成を促進していることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、日本の少年非行が減少傾向にあること、その要因として非行からの早期離脱が顕著であり、少年司法による働きかけが有効に機能していることが確認され、少年法適用年齢の引き下げに合理的な根拠がないことを明らかにした。

その一方で、本研究は、日本の少年司法の問題点として、関係機関の縦割りが障害となり、司法と児童福祉、施設内処遇と社会内処遇との一体的連携が不十分であることも確認した。この点に関して本研究は、イタリアでは少年裁判所の裁判官が刑事と民事との両方を同時に担当し、決定後の処遇にも関わることで司法と児童福祉との一体的運用を実現し、脱施設化をすすめていることを本邦で初めて明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This research has statistically analyzed the trends of juvenile delinquency in Japan and empirically clarified the role of juvenile justice in the reduction of juvenile delinquency and early desistance from delinquency.

Since the COVID-19 pandemic, I have reported my research findings at online conferences in Japan and abroad, including at the Asian Criminological Society and the European Society of Criminology. I also organized an online symposium comparing Italian and Japanese juvenile justice, inviting a prosecutor from the Naples Juvenile Prosecutor's Office and a judge from the Salerno Juvenile Court in Italy. The symposium revealed that Italy is promoting deinstitutionalization and promoting the sound development of juvenile delinquents through the integrated operation of justice and child welfare with the juvenile court at its core.

研究分野：犯罪学

キーワード：少年非行 少年司法 児童福祉 脱施設化 イタリア ダイバージョン 少年院 治療共同体

少年司法における司法福祉の役割：イタリアの実践から少年司法改革の問題点を探る

1. 研究開始当初の背景

日本においては、1990 年後半から刑事司法の分野で犯罪被害者、特に犯罪被害者遺族の声が大きな力を持つようになり、少年による殺人等の重大事件が起こるたびに、いわゆる厳罰化の方向で少年法が改正されてきた。そして、2016 年に選挙権年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられ、民法の成年年齢も同様に引き下げる法案が準備される中、政府与党は少年についても成人年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げることを検討していた。たしかに、イタリアをはじめ欧米先進国では少年法の適用上限を 18 歳までとしている国は多い。しかし、少年司法と成人の刑事司法との間に大きな乖離のある現在の日本の制度において、この引き下げには非行少年の健全育成や再犯防止という観点から大きな問題があるように思われる。

現在の日本の制度においては、少年司法と刑事司法とは完全に分離されている。健全育成を目的とした少年司法の保護処分は、行為責任主義に基づく応報的色彩の強い刑罰とは実態的にも大きく異なるものである。研究代表者の浜井は、少年院と少年刑務所での勤務経験を有するが、両者は、全くの別世界である。それゆえに重大事件の場合には、刑罰か保護処分かの選択が大きな焦点となる。イタリアにも日本と同様に少年法や少年裁判所が存在し、そこでは少年の人格の成長等の健全育成が日本以上に重視されている。しかし、イタリアでは、少年に対する刑事手続は、あくまで刑事司法手続の一つであり、刑罰と保護処分との区別はなく、日本のような検察官送致という議論も存在しない。それを可能にしているのが刑罰の執行における司法福祉の役割であり、その活動内容を探るのが本研究の最大の目的である。

イタリアの少年司法制度の特徴は、刑事手続全体を通して、少年の人格の健全な発達に配慮し、少年に成長の機会を与えるために、(未決段階でも)児童福祉の専門職が深く関与する点にある。日本のように未決段階だからといって教育的な働きかけに消極的であるということはない。連携研究者である松田や小谷の研究によると、少年裁判所での裁判は、児童福祉の専門家を含む参審員(市民裁判官)制度が採用され、職業裁判官よりも専門家である市民裁判官の意見が重視される仕組みが作られている。そして、イタリアの少年司法の中で最も興味深いものが試験観察(Messa alla Prova)である。この試験観察は、日本の家庭裁判所の試験観察と異なり、単に処分に迷った際に試験観察として様子を見るのではなく、刑事処分に変わるダイバージョンとして行われるもので、裁判手続を判決前の段階で中断して、社会内での児童福祉の専門家の指導で、積極的に少年の人格的成長を促し、試験観察を問題なく終了し、人格的成長が認められれば刑(犯罪事実)の消滅が宣言され、重大事件にも適用されている。また、処分を決定する際にイタリアでは、被害者の意向を確認しつつ、被害者と加害者の和解など修復的司法の試みも行われている。

さらに、イタリア刑事司法のもう一つの特徴は、成人の刑事司法にも少年司法と同様の福祉的機能が存在し、少年司法と成人司法とが有機的につながっている点にある。これを可能にしているのが司法福祉の専門職である。研究代表の浜井は、自身の経験を踏まえ、日本の少年院と少年刑務所における処遇に大きな乖離があることを指摘してきた。本研究では、イタリアに存在する少年と成人との間に位置する若年成人に対する特別な配慮を含めて、少年司法と刑事司法との有機的な連携のあり方についても検討したい。

研究代表の浜井は、これまでにイタリアにおける司法と福祉との連携や社会協同組合による更生支援に関する研究を進めるとともに、イタリアの少年司法や非行少年処遇についても最近の改革を中心に論文を執筆している。また、連携研究者である小谷は、『社会福祉年鑑(旬報社)』の編集を担当するとともに『現代イタリアの社会保障(2009 年・旬報社)』を執筆するなどイタリアの社会保障に詳しく、松田は、イタリアにおける少年の刑事手続についても研究を行い、試験観察において少年司法局のソーシャルワーカーが関与についての報告を行っている。

2. 研究の目的

本研究は、研究タイトル「少年司法における司法福祉の役割：イタリアの実践から少年司法改革の問題点を探る」にあるように、イタリア少年司法の実践から、日本の少年司法の問題点、特に司法と福祉との断絶などの縦割りの問題を解消するために司法福祉が果たしている役割を学ぶことで、日本の少年司法改革の方向性を考えることを主な目的としている。加えて、本研究当初には、民法の成年年齢の引き下げに伴い少年法の適用年齢の引き下げが政府において検討されていたことから、少年非行の動向を実証的に検討することによって少年司法が少年法の目的である健全育成を実現するために有効に機能している点を実証的に検討することも研究目的として加えた。

イタリアは犯罪学発祥の地であるにもかかわらず、言語の壁もあり、イタリアの刑事司法に対する日本での研究は非常に限られてきた。しかし、イタリアの刑事司法は、大陸法の制度を採用する日本と法的枠組みにおいて類似点が多い。その一方で、イタリアは精神保健分野のバザーリア改革に見られるように、ソーシャルサービスやそれを支える社会協同組合は世界的な評価を受けている。そして、その伝統は少年司法を含む司法にも生かされている。イタリア共和国憲法

が刑罰目的を更生と規定していることと相俟って、イタリアの刑事司法、特に犯罪者処遇におけるソーシャルサービスと社会協同組合が果たしてきた役割には欧州の中でも傑出したものがある。

本研究は、こうした刑事司法における司法福祉の専門家であるソーシャルサービス等の果たしている役割や少年司法と成人に対する刑事司法との有機的連携を明らかにすることで、刑事手続を通して一貫した司法福祉的な支援機能を導入することの重要性を明らかにすることができる。また、現在(研究開始当時)、日本で議論されている少年法における成人年齢の引き下げについても、刑事司法の中での少年司法という視点が不可欠であることや、再犯防止や社会復帰を促進するために懲役刑のあり方を含めて検討することの必要性、そのためには司法福祉の専門家養成が急務であることが本研究によって明らかとなる。

3. 研究の方法

本研究は以下の手順で実施する

- (1) 日本の非行、特に非行からの離脱を統計的に分析することで、少年法に基づいた少年司法による介入の効果を検証する。
- (2) 日本における少年法改正の議論を整理しつつ、イタリア少年法誕生時の国会での議論などイタリア少年司法が作られた歴史的背景や少年司法の現状について主として文献による研究を実施する。同時に、イタリア司法省幹部やイタリア少年法の代表的な研究者に対してインタビュー調査を実施し、研究課題の洗い出しを行う。
- (3) 上記の成果に基づき、イタリア少年司法に関係する機関に対する現地調査を行う。特に、イタリア少年司法の中核的存在である少年裁判所と少年司法福祉事務所、司法福祉専門職の役割や社会協同組合を重点的に調査する。
- (4) 補充調査を行うとともに、これまでの研究結果をまとめ、その成果を論文や学会等で公表する。研究の集大成として日伊少年司法シンポジウムを企画・開催する。

4. 研究成果

各年度の研究成果は下記のとおりである。なお、コロナ禍によって海外調査等ができなかったことから、当初3年計画で実施する予定だった本研究は、3回の研究期間延長を経て計6年間で実施した。

平成30(2018)年度は、連携研究者等との研究会を実施し、今後の研究の進め方についての意見交換を行った。具体的には、連携研究者や研究協力者と協力してイタリア少年司法の歴史的変遷なども含めて研究を深めるとともに、ソーシャルサービスの役割など児童福祉実務を中心に非行少年処遇の具体的内容に関する調査のあり方についても確認した。また、これまでの研究結果を踏まえつつ、日本の少年法改正(少年法適応年齢の引き下げ)の動向についても批判的に検討するための資料収集を行った。

令和元年度は、日本の少年非行の実態を統計的に分析しつつ、少年法適用年齢引き下げの議論を批判的に検証した。その結果、少年法の全件送致主義に基づく家庭裁判所等による早期の介入によって、諸外国と比較して日本では非行化と同時に非行からの離脱が始まっていること、それによって長期間にわたって非行そのものが減少傾向にあるなど、少年司法が適切に機能し、非行を芽のうちに摘み取っていることが明らかとなった。また、文献調査によってイタリアの少年司法は児童福祉との連携によって少年院に類似する閉鎖型施設の廃止など脱施設化を進めることで児童の健全育成を実現しようとしていることが確認できた。

令和2年度以降は、コロナ禍のため海外調査を実施できなかったことから、少年非行の動向と少年司法との関係性について実証的に分析した研究成果をまとめた論文の執筆に加え、国内外のオンライン研究集会等で戦後日本の少年司法が果たしてきた役割や非行からの離脱に対する効果や日本とイタリアの少年司法のあり方の違いなどについての研究成果を報告した。

令和3年度は、6月に龍谷大学においてアジア犯罪学会第12回大会をオンラインで開催した。研究代表の浜井が大会実行副委員長として大会プログラムを統括し、国際的に活躍する犯罪学者による基調講演・全体講演の企画や日本犯罪関連学会ネットワークに所属する関係学会によるテーマセッション等を企画した。浜井は、全体講演において、本研究で得られた成果を中心に日本の治安が国際的に良好な状態を維持できているメカニズムを実証的に分析した研究成果を報告した。また、令和4年3月には、浜井がセンター長を務める龍谷大学矯正・保護総合センターにおいて、イタリア・ナポリ少年検察局検事 Claudia De Luca 氏を招いて公開シンポジウム「イタリアの実践から日本の少年司法について考える」をオンラインで開催した。イタリアでは少年事件を専門とする検察組織が存在し、検察官は非行少年を糾弾するのではなく、日本の家庭裁判所調査官のような役割を担い、裁判官やソーシャルワーカーとともに非行少年の更生に向けた活動を行っていることを確認した。

令和4年度は、研究代表の浜井が11月にチューリッヒ大学が主催した「VSJF Conference 2022」に招聘され、オンラインにて日本の少年非行の減少や犯罪率の低さの原因などに関して研究成果を報告した。コロナ禍の終息を受けて令和5年3月にはイタリアでの現地調査を再開し、イタリア司法省やベネチア・ボローニャの少年司法福祉事務所、少年刑務所等を訪問し、インタビュー調査を実施した。その結果、イタリア少年司法は、刑事手続の中で児童福祉と連携しながら、様々な働きかけを行うことによって早期に司法手続から離脱させ、刑罰を科さないように制度

設計されていることが確認できた。また、切れ目のない非行少年処遇の実現において、イタリア少年司法では少年裁判所と少年福祉事務所が大きな役割を果たしていることが確認できた。少年裁判所の最大の利害は発達成長権を含めた未成年の権利擁護にあり、職業裁判官と市民(専門家)裁判官が協働して様々な決定を行う中で、裁判官は刑事と児童福祉(民事・行政)の両方を同時に担当し、少年の検挙から、刑事手続の終結又は刑罰の執行終了、更にはその先の児童福祉的な措置までを一貫して見守り、少年だけでなく少年を処遇する児童福祉機関や少年司法機関を監督することが大きな特徴となっているもわかった。それをサポートしているのが少年司法福祉事務所のソーシャルワーカーであり、少年裁判所の裁判官と司法省の少年司法福祉事務所のソーシャルワーカーが、事件の発生から少年の更生までを一貫して見守り、伴走していることがイタリア少年司法の大きな特徴であり、そこに日本のような縦割りが存在しないことがわかった。

令和5年度は、前年度に実施したイタリア調査の結果をまとめた論文を執筆するとともに、これまでの研究成果をまとめて9月にフィレンツェで開催されたヨーロッパ犯罪学会の年次大会で日本とイタリアの少年司法の比較研究結果について報告した。また、令和6年3月に本研究の総まとめとしてイタリア共和国サレルノ少年裁判所長のPiero Avallone判事を招いて日伊少年司法シンポジウム「イタリア未成年(少年)裁判所から日本の少年司法について考える」をハイブリッド形式で開催した。この日伊シンポジウムの様子は3月31日付の東京新聞朝刊においても「イタリアの少年裁判所-刑事も民事も担当。児童福祉にも関与」というタイトルで紹介された。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計23件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 浜井浩一	4. 巻 61(4)
2. 論文標題 犯罪統計のデータリテラシー	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 現代の図書館	6. 最初と最後の頁 197-204
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 浜井浩一	4. 巻 117
2. 論文標題 少年院の在院少年から見てきた闇バイトの現実	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 164-171
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 浜井浩一	4. 巻 115
2. 論文標題 日本の少年司法になくてイタリアの少年司法にあるもの	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 167-174
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 浜井浩一	4. 巻 109
2. 論文標題 還暦を迎えた犯罪白書の60年：「はしがき」に表れた日本の治安	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 161-168
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 浜井浩一	4. 巻 110
2. 論文標題 社会的絆理論と日本の治安：家族人質社会	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 178-183
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 浜井浩一	4. 巻 111
2. 論文標題 少年法改正による特定少年の新設と実名報道をめぐる諸問題	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 135-140
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 浜井浩一	4. 巻 963
2. 論文標題 刑罰をどう考えるか	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 世界	6. 最初と最後の頁 183-193
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 浜井浩一	4. 巻 106
2. 論文標題 イタリアの実践から日本の少年矯正を考える 福岡の事件をきっかけとして	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 160-167
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 浜井浩一	4. 巻 107
2. 論文標題 少年非行の減少を犯罪学理論はどのように説明するのか	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 162-169
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 浜井浩一	4. 巻 105
2. 論文標題 矯正・保護に関するエビデンスからみた日本の犯罪者処遇への提言	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 135-141
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 浜井浩一	4. 巻 86(3)
2. 論文標題 エビデンスからみた日本の刑事政策への提言(後編)キャンベル共同計画における系統的レビューを中心に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 犯罪学雑誌	6. 最初と最後の頁 69-81
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 浜井浩一	4. 巻 104
2. 論文標題 犯罪学者が見た新型コロナパンデミック(下)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 165-174
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 浜井浩一	4. 巻 103
2. 論文標題 犯罪学者が見た新型コロナパンデミック(上)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 180-187
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小谷眞男	4. 巻 8号
2. 論文標題 子ども・家族・司法	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 子ども学	6. 最初と最後の頁 69-86
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 浜井浩一	4. 巻 99
2. 論文標題 イタリアの少年司法における(治療的)共同体の役割	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 123-129
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 浜井浩一	4. 巻 101
2. 論文標題 犯罪統計からみた少年法適用年齢下げの問題点	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 158-165
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 浜井浩一	4. 巻 71(2)
2. 論文標題 犯罪学研究からみた非行防止における家族支援の重要性	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 更生保護	6. 最初と最後の頁 6-11
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 浜井浩一	4. 巻 86(1)
2. 論文標題 エビデンスからみた日本の刑事政策への提言(前編)キャンベル共同計画による系統的レビューを中心に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 犯罪学雑誌	6. 最初と最後の頁 3-14
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 浜井浩一	4. 巻 671
2. 論文標題 犯罪統計からみた青年(若年成人)の特徴	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 青少年問題	6. 最初と最後の頁 42-50
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 浜井浩一	4. 巻 96
2. 論文標題 非行少年たちはどこに行ったのか(上)少年非行減少の原因を探る	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 162-169
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 浜井浩一	4. 巻 97
2. 論文標題 非行少年たちはどこに行ったのか(下)少年非行減少の原因を探る	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 195-202
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 浜井浩一	4. 巻 98
2. 論文標題 イタリアの少年司法制度と実務	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 147-155
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 浜井浩一	4. 巻 8
2. 論文標題 日英の少年司法はどこに向かっているのか、少年非行の動向とともに探る(日英シンポジウム企画の趣旨)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報	6. 最初と最後の頁 5-9
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計11件(うち招待講演 5件/うち国際学会 2件)

1. 発表者名 Koichi HAMAI
2. 発表標題 Juvenile Correctional Reform in Japan in Comparison with De-institutionalization in Italian Juvenile Justice
3. 学会等名 The 24th Annual Conference of the European Society of Criminology
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Koichi HAMAI
2. 発表標題 The paradox of criminology in a 'safe' country: The case of Japan
3. 学会等名 VSJF Conference 2022(“Deviance and Norms in Times of Change in Japan”(招待講演))
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Koichi HAMAI
2. 発表標題 How to measure crime:Toward Crime Statistics for Evidence-Based Policymaking
3. 学会等名 法務省令和4年度司法関連統計共同研究(モンゴル・ウズベキスタン)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Koichi HAMAI
2. 発表標題 The paradox of criminology in a 'safe' country: The case of Japan; How has Japan maintained a low crime rate?
3. 学会等名 12th Annual Conference of the Asian Criminological Society (ACS)(招待講演)(国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 浜井浩一
2. 発表標題 Crime & Punishment in the Time of Covid-19 Pandemic in Japan
3. 学会等名 2020 GCTF全球合作 Workshop on Combating COVID-19 Related Crimes(招待講演)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 浜井浩一
2. 発表標題 Paradox of Criminology in a 'safe' country: Case of Japan
3. 学会等名 Cambridge Decolonising Criminology Seminar (招待講演)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 浜井浩一
2. 発表標題 少年法適用年齢の引下げ: 犯罪統計の立場から
3. 学会等名 日本犯罪心理学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 koichi hamai
2. 発表標題 What's behind decreasing juvenile delinquency and increasing elderly crime in Japan?
3. 学会等名 Australian and New Zealand Society of Criminology
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 小谷眞男
2. 発表標題 “I tribunali per i minorenni italiani ed tribunali di famiglia giapponesi; Una comparazione delle culture giuridiche italiana e giapponese in materia di bambini”.
3. 学会等名 Associazione Italo-Giapponese per il Diritto Comparato IV Conferenza Biennale(日伊比較法研究会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 koichi hamai
2. 発表標題 Why is juvenile crime declining in Japan and in the other western countries?
3. 学会等名 the Australian and New Zealand Society of Criminology (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 koichi hamai
2. 発表標題 Success factors of the Japanese Juvenile Justice system
3. 学会等名 Council of Europe (招待講演)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 浜井浩一	4. 発行年 2021年
2. 出版社 現代人文社	5. 総ページ数 224
3. 書名 エビデンスから考える日本の「罪と罰」	

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>公開シンポジウム「イタリアの実践から日本の少年司法について考える」 https://www.ryukoku.ac.jp/nc/news/entry-10177.html 非行からの立ち直りを受け入れられる地域社会へ(奄美市HP) https://www.city.amami.lg.jp/fukushi/saihanbousisinpo.html 非行からの立ち直りを受け入れられる地域社会へ(矯正・保護総合センターHP) https://www.ryukoku.ac.jp/nc/news/entry-7876.html Workshop on Combating COVID-19 Related Crimes https://www.ryukoku.ac.jp/nc/news/entry-6550.html</p>

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	パトリニャーニ アンジェラ (Patrignani Angela)		
研究協力者	武内 謙治 (TAKEUCHI KENJI)		
研究協力者	カステラーノ ルチア (Castellano Lucia)		
研究協力者	我藤 諭 (GATO SATOSHI)		
連携研究者	小谷 眞男 (KOTANI MASAO) (30234777)	お茶の水女子大学・基幹研究院・教授 (12611)	
連携研究者	松田 岳士 (MATSUDA TAKESHI) (70324738)	大阪大学・法学研究科・教授 (14401)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会 12th Annual Conference of the Asian Criminological Society	開催年 2021年～2021年
--	--------------------

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------